

平家物語における赤井などについて

白石 一美

序

赤井は昔の京都や宮崎に存在し今は衰滅した地名である。地名の浮沈盛衰は平家物語の中にも現れる。物語中より消えたり他の異本では化けたり隠れたり隠したかったりと平家の顔は変容する。地名は空間概念であるが時間概念も視野に入れて、文芸と時間空間との関わり、時空の及ぼす文芸上の機能・効果を調査考察する。

一 京都の地名赤井

平家一門西国都落の際、平清盛の異母弟、頼盛の心迷いする場所古い平家物語は「鳥羽の南赤井河原」と記したか。鳥羽の南で頼盛は女主人である八条院を頼つて都に残留すべきか都落すべきか悩む。その迷い逡巡弁解の詞章が増補系平家物語に長い。他方、琵琶法師の平曲台本とも言うべき語り系の平家、「鳥羽の南」に漢字一字を添えて逡巡をスパッと切捨てた簡潔な文章形態と化している。

語り系、覚一検校が応安四年に筆録させた覚一本巻七「二門都落」は頼盛の裏切脱落・京都へのUターンを行動美本位に簡潔に描く。「鳥羽の南」は鬼の変化か「池の大納言頼盛の卿も池殿に火をかけて出られけるが、鳥羽の南の門にひかへつゝ、わすれたる事ありとて、赤じりし切捨て、其勢三百余騎、都へと(ッ)てかへされけり。」と門と化す。方角転じて門となり赤井川原は消え去った。白河天皇

造営の鳥羽離宮すなわち城南の離宮の南入口の門、建築構造物であり、意志決定的表現である。

増補系の①延慶本②長門本は次のように記す。弁解の辞など前後のゆるい長文引用を略して要点のみ引くがキビキビした軍記語り調よりもむしろ事実記録風の散文の趣きである。

①其勢百騎計そ有ける、鳥羽の南、赤井川原に暫くやすらひて

②其勢百騎、鳥羽の南の赤井河原に暫くやすらひて

鳥羽離宮と赤井川原は陸続きと察せられ(第三節成親条)、離宮南岸に川が流れる。語り系平家、頼盛は川を下らず京都を離れず朝廷方についた、と彼の意志を端的に表現したい模様である。

物語終り近い流布本平家卷十二「泊瀬六代」、八条院の藏人(吾妻鏡 1180.49)である十郎藏人行家が赤井で北条側の手に逮捕処分される。ここでは赤井・赤江と文字表記に若干の変動がある。

○「赤井河原二行向テ首……」(佐賀大学小城鍋島本)

○「淀のあかゐ河原」・「あかゐ河原で十郎藏人の頸をきる」(覚一本)

○「赤江河原」(四部合戦状本卷十二 行家義憲最期 下255頁)

○「赤井川原」(延慶本第六末 967頁 位は井の宛字か)

この条、赤井は少数の語り系平家異本に欠落する。欠落原因は二次的であり、一次は頼朝義経兄弟の叔父たる行家の無惨なる最期の描写を後の物語編者が控えたと判断する。前述の語り系巻七は「鳥羽の南の門」と記すので「赤井」を物語中より全て消去する新しい

異本が若干現れるに至った。赤井の切捨てによって逡巡の振舞や無惨醜悪の場をバツサリ切り、簡潔な行動美と武のモラルが残る。

赤井は太平記にも「淀・赤井・山崎・西岡」¹と現役の地名として現れるが正徳元年刊行の「山州名跡志」²に「赤井 別名赤江 此所滅す。今云ふ赤井は横大路の西の渡場より未申に有一村。人家二十軒許あり。是近世に所構にて」(原片仮名)と記し、元の地を詳しく記す。

元禄四年の「京大絵図」³に(赤井無し)西の桂川と中の鴨川と東の宇治川、この三川が合流して一川化、ここの川東に淀城を、川西に水たれを載す。天保二年の竹原好兵衛版の地図に鳥羽離宮の庭遺跡を示し、その北(上)側を鴨川が流れている。また合流一川化する辺り、淀城対岸付近の地名として桂川上流より南下流へ志水・赤井・古川・水たれ、これらの西に樋爪あり、この赤井も「今云ふ」新しい赤井であろう。

平家物語所見の赤井川原は、山州名跡志によれば埋立てられて「田嶋とな」され「此所古は東に淀堤無して一偏の川原にして。中に川あつて。其流東は宇治川伏見川流れて西の方桂川に入つて。淀の水垂に入る也」の由、およそ淀城・水垂近辺かと推定される。

なお山本眞嗣著『京都伏見歴史紀行』に「伏見城築城以前の向島・鳥羽離宮址・久我の里・秀吉時代の巨椋池沿岸の土木工事図」ほか、略図の掲載あり、前述名跡志とともに古い赤井推考の参考となるが、平成現行の市販地図上でたどる指標目印は京都競馬場辺りであるが、平成十一年郵政省発行の大型の郵便番号簿には京都に赤井赤江の記載なく、日向国宮崎の赤井も元より消滅して宮崎市赤江のみ平成現在現役の地名として残っている。

二 東河(鴨川)の楼岸

長門本平家物語卷十九の行家逮捕の条を次に引用する。

(北条時政の甥時定、十郎藏人行家逮捕のため出發)時定悦びて五十余騎計の勢にて下る、東河の楼岸の辺にて昌明に行合ひたり、十郎藏人殿は和泉国八木郷と云所にましますなるぞ、急ぎ馳下て搦めよと云て、……(731頁)

引用文中、赤井に替つて全く別の表現「東河の楼岸」が長門本に現れる事実を指摘しておきたい。長門本の加筆期は元徳二年以降であり、現存長門本の成立は延慶本よりも新しい。それゆえ長門本の「東河」を延慶本筆者が参照して「赤位(赤井)」と記され、更にそれが偶然にも一般流布本の赤井に一致したとは考え難い。延慶本と長門本の共通祖本たる「旧延慶本」に既に赤井系が存在し、これを長門本が東河云々と改めたものと判断する。

南北朝の源氏物語注釈書『河海抄』によれば「東河」は鴨川のこ(中川)京極川、西川)桂川)である。「楼」は高い建物にして川岸水際の意が「楼岸」に含まれるので具体的には船番所、税関の如きかと思う。前述元禄の地図を見るに紙面上下左右に夫々順に北南西東と大書せられ、「南」の少し上、「竹田」の川東に「舟番所」あり(鴨川筋に記載なし)、山本四郎著『京都府の歴史散歩(下)』⁴鳥羽殿の項に「舟着き場が発掘され」云々とあり、船番所税関の想定は不当な推測ではないであろう。豊臣時代の例ながら日向宮崎曾井の城主比志島義基は赤江川を遡る船に百疋の通航料金を徴収している。河口沿岸の城ヶ崎か赤江に舟番所が存在したものと思われる。

赤井と東河を言語比較するに、地名川名としての固有名詞性は東河が弱く、狭い一地域にのみ通用する俗称通称としての性質が強い。西川東川など探せば日本全国ザラにある地名ゆえに。

十郎藏人行家処分の地を示す基本的固有名詞表現は古い平家物語同様の「赤井川原」であり、これならば歴史を通じて今に通用する。しかし、かく記さず「東河の楼岸」の辺と記す。当時、京都で身近にかく呼ばれたためであろうが実はここに問題がひそむ。

一般に時代の変遷にともなうて人間の活動がある限り例えば赤井川原の埋立工事・東河々筋の移動北上などが生じることがある。言葉も同様であり、昭和三十年代以降発生流行した語として例えばナウい・ハッスルがあり、我国最大の十数巻構成の国語大辞典には採録あるものの平成現在死語の趣きがあり、「楼岸」はその採録がない。

東河の楼岸と呼んで物語の送り手受け手の間にツーカー理解が得られるとき、端的には都ならぬ狭い村社会の論理ながら物語場面の迫真性は当代の受け手に身近な感覚として体感されることと思う。

例が妥当か分らぬが新村出著『国語の基準』に古い中国の大昔の事柄を聴衆周知の身近なことに引き寄せて「……、その文化を呉の文化と申します。其の文化が渡来すると同時に入りましたのが呉音であります。それから後数世紀経つてから、【今日でも爆弾の見舞を再三再四繰返して居りますところの】西安、彼処を都といたしました唐朝の文化を多分に採入れました。」との講演がある。論者が【】で括った部分は、『国語の基準』出版の昭和十八年太平洋戦争の頃、迫真性をもって報ぜられて講演を聴く人には周知かと想像するが、平成現在の我々には一聴即解できない。これは聴衆理解のためのサービスであり、当時通用のジャーナリスチックな表現か。

新村講演は別として東河云々は縦軸の時間にも横軸の同一日本の地域に対しても普遍的に通用せず主観性が強い。反面、特定時代特

定地域における聴者に対する生々しい体感的サービス面は強い。言わば現在只今の時間・空間、受け手の目前のこととしての表現であるが、観方を換えれば一過的现象であり、狭い京都だけに通用する、平安女流作品を読んで見受けられる視野の狭さと軌を一にする表現であると批判すべきか。

三 古川および乗下船事情

赤井近辺、同じく京都市伏見区の地名古川は古くより淀・鳥羽とともに京都の外港の一つであった。

流布本平家巻三「大臣流罪」、クードターによつて清盛が関白以下を処分する条、関白藤原基房は古川で出家したので流罪地が九州より都近くの備前国に変更されたという。

古川の記述は次のように平家諸本大同小異である。

A 鳥羽の古河と云所にて（延慶本）

B 鳥羽の辺故川といふ所（葉子十行本平家）

C 淀に古河と云所（源平盛衰記巻十二）

D 淀のこなた古河と云ところ（長門本巻七）

これらのうち、長門本のD「こなた」は表現が東河の楼岸同様主観的である。和歌山県側より判断すれば淀のあなた、福井県側よりは淀のこなたゆえに。この表現は京都市中や例えば久我近辺など局部地域にのみ通用する主観的表現であることから本の編集・語り享受の場合は自と限定されることであろう。

参考 乗下船事情（第一節参照） 富倉徳次郎著『平家物語全注釈上巻』¹⁰に鳥羽古川の地を写真掲載して「桂川羽束師橋の西南にあり」とあり、『雍州府志』¹¹巻一に古川は「下鳥羽の西に在り、古え西国に赴く人はここより乗船して難波に出た、菅原道真もまた左遷

の日ここより乗船云々」(原漢文)とある。

平家物語の基房出家の条、流布本に関白基房を①太宰帥に遷すと
の風聞、②当初日向国配流、出家ゆえに備前配流と九州に関して①
②矛盾気味であるのは清盛基房に時平道真の権力闘争が重なり平家
編纂者の心の片隅に古き太宰府が想起されたためか、それとも物語
の編集推敲未全か。気になるのでこの場を借りて記しておく。

二条尼の『とはすがたり』巻五に「例の鳥羽より船にのりつつ、
河尻より海のに乗りうつれば」とあり、よく利用するという港の委
細不明確ながら十四世紀初頭当時の現役港と思われる。大納言成親
は流罪に際して「鳥羽離宮の」南門を出ぬれば、河原まで御舟の……
、大納言御舟に乗給ひて、鳥羽殿を見渡して、……」(長門本巻二)
と鳥羽川原の南で乗船した。因みに子息成経は硫黄島からの帰洛に
際して鳥羽まで乗船、父の別荘洲浜殿の荒廃を眼にしつつ鳥羽より
車で帰京(平家物語流布本巻三)。

紀貫之は難波↓川尻↓山崎、都合により山崎で淀川遡上を断念、
舟を捨てて車で帰京(土佐日記)。その他文献を略するが京都の外
港として鳥羽・淀・古川等、最寄りの地が発着場となった模様であ
り、船番所の存在を想定する所以である。

四 海路豊後における歌心

鹿ヶ谷の謀議が露見して藤原成親は備前国に、子息成経は俊寛康
頼とともに南の島に配流。成経の乗船下向途上、瀬戸内海伊予国か
ら土佐の足摺をはるかに拌み、次に引く本文が直ちに現れる。即ち
大分県佐伯湾(豊後米水津落ノ浦)辺りでの歌心である。

1 かくて、日かすをふる程に、伊与とふことのさかひなるさか
のみさきのわたりして、心つくしにもつき給て、さて豊後の国、

米水のうらと申所に、花みてとひける歌人、おほうみの水のみ
かさやまさるらんとひける、をちのたき、そのしら瀧のあの
5 浦は、こゝなるらむ、とそおもはれける。あはれ、歩行【カチ】
にてくたる事なりせば、小野小町か歌のふし、あつまや、かち
を、こまいなゝけは、たにくら谷とかやを見てましものをとお
もはれけり。かくて日かすもつもりゆけは、ひうかのくに、あ
やへのみなど、わか津にこそつかれけれ。

(国会図書館所蔵貴重書長門本巻四 【行番号1・5論者】)

右引用の1行目(かくて日数)は8行目にも重出、ゆえに1かか
て日数を経る程に8日向国云々とジャンプ省略する音声語りも可能
であるが、ここは詞章の断割り増補と判断される箇所であり、執筆
上、豊後記事は直後の日向記事よりも新しいと思われる。

豊後記事の分析 1乃至2行目における韻律性。

カクテ3・ヒカズヲ4・フルホドニ5

イヨト3・ブゴトノ4・サカイナル5

サガノ3・ミサキノ4・ワタリシテ5

3 4 5・3 4 5・3 4 5、七五調の韻律ある海ゆく道行文をなす。
3 行目以降、米水の水嵩に三笠山をかけ、遠方の滝の水景に地名
「落ノ浦」を詠みこむ。6 行目、小野小町が歌の節はこれを「浦見
(恨み)」と解すべきこと、旧稿に述べた。陸路で南下するのであれ
ば浦見して倉谷を見たいと言う。「たにくら谷」は現存地名の倉谷
に「たに」をダブらせた韻律表現である。

この条は佐伯湾の南側一帯を船より望見した情景描写であるが、
かち下りもままならぬ主人公成経の心象はこれを小町の恨みに託し
て佐伯近辺浦見の不如意図に文章造形したと判断する。

長門本筆者の胸の中にある小町の歌、長門本巻四の独自異文、康
頼が硫黄島で見た夢、京都に残した息子が父を訪ねて硫黄島に「白

き馬に乗て」上陸した夢を見てAこう記す。

Aあな不思議や、夢と知りせば今暫くもまじろみて見てまし、
はやくも覚めぬる事のむねんさよと恨む、(136〜7頁)

B思ひつゝぬればや人の見えつらん夢と知りせば……

以上の委細は旧稿「平家物語の小野小町」¹²に譲るが、旧稿に追補するに紀貫之が古今集仮名序に批評したこの歌は広く流布した模様であり、貞和二年の『敵島縁起残巻』¹⁴は王が亡き后を偲んで山中で見た夢として歌の下二句(古今集552)を露わに引く。

御夢さめにけり、枕もあとも、草木にてそありける、夢よ、

夢としりせは、さめさらましと歎給ふ(379頁)

長門本は父子の別離・縁起は男女(夫婦)の別離に歌を利用する。海ゆかば恨みの浦見・山ゆかば歎きの投木と「ふし」の把握に個人差があるが、豊後の成経同様、一説に外交上の罪を得て流された父と小町の別離とも男女の別離とも解せられる小町の歌である。

五 和歌の名所・歌枕

「ひうかのくに、あやへのみなど、わか津」は吉田東伍編『大日本地名辞書』日向宮崎郡城崎の項に

……、日向国アヤへの湊、和歌の津に着し、宮崎郡に至る由を載す、アヤへはアカエの誤聞にあらずや、和歌の津と云も同地なるべけれど、詳にし難し。

とある。前者「あやへ」については従うべき見解と思われる。後者「わか津」は、これを那珂の津とご判断の向きが宮崎の郷土史家にある¹⁵。私は誤写説を採らず一方を実地名・他方を虚地名と判断する。前掲「詳にし難し」は両者とも実用地とお考えのゆえに論が停止したか。即ち赤江と和歌の津は二次方程式の実根・虚根、くだいた例では【ウイーン・音楽の都】の関係であり、後者は前者に対

して虚構設定された芸術上の名称であろう。

以上から「日向の何々港は歌の津でもあるんだよ」と二者一如に本文解釈されるが、実は日向に歌材は少ない。作者の困惑と編纂意識をうかがうに当初より存在したと判断される目録(目次)に「……7足摺明神事・8霧島獄事・9硫黄島眺望事……」とあり、7・8はともかく、当初より豊後宮崎を執筆する意志の有無不明ながらもかく船を宮崎の港に着けた。だが歌材が少ないため当地の定番「神武さま」を書いて港の所で詞章を断割増補して豊後の歌心を追補するに至ったことと思われる。

日向宮崎歌枕となりぬべきを勅撰集ほか挙げておく。

○卜部兼直「西の海や憶原の……」(統古今集^{1,2,6,5})

○津守国量「橘の小戸の塩瀬に……」(新後拾遺集^{1,3,8,4})

○荒武三省「浜松や……」赤江八つ手の浜の歌(日向記巻四)

右の橘の小戸やアハキガハラは歌枕・歌の名所として定着するほどに著名の地ではないが長門本²に¹³³は実際に歌枕を載せる。目録では8の尻・9の頭、鹿児島県国分市止上の西、気色森である。

さてはやに夏影、とかみ、あかさかといふ所を打過て、大隅の国けしきのもりにつき給ふ、少将此森を見給ひて、

秋近きけしきの森になく蟬の 涙の露や下葉染むらん

と云名所は是やらんとぞ思しめしける、正八幡宮の御あたりをよそながら拝み奉り、宿願【帰京の祈願、巻五で正宮に御礼参する記事の伏線 註20参照】をたて、通られけり、(巻四)

新古今集に収められる九条良経の歌である。但し成経の島流し現在、良経は十歳にみたく歌の導入は時間・能力的に無理であり、むしろ古今集の国分の歌「ねぎことをさのみ聞けん社こそ果はなげきの森となるらめ」(1055番・讃岐) 辺りを作り改めて流人嘆きの本歌取とすべきであったか。

なお「あやへ」はこの本文のまま遺して本文をむやみに改めない、これも一方法である。赤井・赤江の崎と言われて頼盛、行家、古くは保元物語の為義の北の方身投げ（保元とは別に伝承では赤江淵に入水）の悲惨が思いおこされ、作中より消去して無意識下におきたい赤井赤江であり、感興がさめる。宮崎もそつとしておくべきか。

六 地名の習合的傾向

次の長門本本文には神武天皇と仏教の習合がみられる。男女が五徳で煮炊きして食事を供えるさまは大分県別府市鉄輪の火男火売神社の趣きであり、神武は大淀川の川北か川南の習合だか分らぬが宮崎市当地定番の趣きである。なお神武と宮崎との関わりは南北朝の『神皇正統記』に「(神武)筑紫日向ノ宮崎ノ宮ニオハシマシケルガ」云々、即位の年の老子誕生と釈迦入滅を神武の末尾に記す。この長門本の所説には神武と仏教との原始的習合の趣きがあり、加えて別府と宮崎と異地域間の習合が見られるかとも思う。

わか津にこそつかれけれ。それよりして、てつりん【鉄輪】
 三そくのさかに、とり上給。下臈は、かなわさかとも申けり。
 是は、我朝にんわうのはしめ、しんむ天皇の、ひうかのくに宮崎の郡に、ていと【帝都】をたて、御即位ありし時、三女一人、くたりて、つちの仏をつくりて、てつりん三そくをたてて、供御【グゴ・帝食】をしてまつりけり。それよりして、最初竈門三足の峰とも申。都にありし時は、家の日記をもて、是をしるといへとも、いかてか親【マノアタリ】に見るへき。をん流のおもひ出には、かゝる名所をみるこそ、すこしなくさむ心地すれ。それ室野、船引、大山といひて、月影日かけもさらぬ【ササヌ？】深山の、かゝ【峨々】たるせきかんを、しのきこえて、

ひうかのくに、西方島津の庄【都城】につき給。

(国会図書館所蔵貴重書 長門本巻四足摺明神事 【】等論者)

平坦地である赤江・田吉を西へ進み、長いダラダラ坂を清武町方面へ登ると安井息軒の旧宅辺りが最も高所か、ここから急にストーンと落ちて(付近に都城方面に向かうJR清武のトンネル出口あり)清武・船引に至る。

カマド同様、カナワとは炊事のための煮炊き用具であり三本足の所謂五徳のことである。成経は当時二十歳ほどの青年であり体力的に女坂は苦にならない。人間も三本足で歩くようになれば棺桶に片足突込んだようなものであるが、杖を要するほどの長々しい女坂を、小町が歌のふし同様、一挙に【カナワ坂】と表現する。語積的には【杖突坂】の意であろう。作者が成経の足を見知るわけもなく「下臈」は従者が在地と思われ、体力の気になる年配者の習合の筆か。さて地名神社名としての竈門は大分県別府・宮崎県三股高崎・熊本県玉名・福岡県太宰府竈門山(御笠山)などに存し、ことに別府・宰府は明らかに峰である。ところが宮崎市・清武町の当該地域は低い丘陵地であつて平成現在赤江中学校近辺に稲荷山あるにせよ言わば高層アパートよりも低く記述と現地が合致せず、急峻の峰なし。カマド峰・鉄輪・供御火熱の三条件を満足するのは大分県別府である。別府温泉の一つ、鉄輪温泉¹⁶は一遍上人が建治二年に開いたとされ、近くにゆかりの温泉山永福寺や火男火売神社、海岸部に「上人が鼻(浜)」がある。熱泉のルーツは古いと判断され、『豊後国風土記』¹⁷の河直山転ずる鉄輪山や竈門山の項にその記述がある。以上、要するに成経島下りに際して豊後に歌心を借るほど宮崎関係の情報も少なく、作者は他の地域の情報を宮崎に移入・習合するとみられることをここに指摘しておきたい。

渥美かを著『平家物語の基礎的研究』¹⁸長門本の項に「さてかなわ坂の地名起源説あり、霧島ではこの本地が播磨書写山であること、霧島は童宮であることなどを記す。」とある。次の引用文中、権現とは仏が権かりに神の姿を以て現れるの謂にして本地垂迹語である。性空の祈りにより山の本地である観音が現れたと言う。その観音の垂迹が霧島六所権現ゆえ、権現社の別当寺側に仏を、権現社側に神を祀れば本迹関係は霧島地方内部それ自体で完結し、ことはすむ。

霧島では異地習合のほか自然科学や聴衆・成経への配慮もろろの思いが作者にある。引用文波線部は噴火口と煙と思われ、霧島観音の光が日向と播磨の両地を習合する。言わば本地を毛虫・垂迹を蝶々とする堤中納言物語の用法に即すれば霧島ではこの垂迹が播磨書写山であると強ちには解すべきか。

日向国西方が島津の庄に着給ふ、彼庄内にあさくら野【朝倉野・山神原】¹⁹と云所に、ひとつの峯高くそびえて、煙りたえせぬ所あり、日本最初の峯、霧島のだけと號す、……六所権現の靈地也、……彼峯を何の本地ともしらざりけるを、……此山の有さまを見るに、もとより龍宮じやうとはぞんぜられ候ぬ。思ふにすゐじやくは龍のすがたにてあつし候か、本地をこそ拝み奉度候へ、とく〜本地を現はさせ給へ、……十一面の観音光明かくやくとして……此煙の中より光さして末のとまらん所を我在在所と定めんと思召されけるに、煙の中より光をさして、はりまの国書写にとどまる、よてかの所をこんりうして、長きすみかとし給ふ、かゝるこんけの……(131〜2頁)

今昔物語に拠れば性空は壮年のころ霧島に参籠修業、後に播磨国に書写山円教寺を開いた。同様に引用文中末部「我在所」は性空の住む寺であり、霧島観音の光による示しがこの寺を播磨に決定、寺

建立に至る。ゆえに日向播磨間の本迹関係を強ちに考えるならば霧島が本地であり、この垂迹が書写である。ところが末尾に「かゝるこんけの人の徳をほどこし給へる峯なれば、成経も参籠して拝まばや」と近畿中央の聴衆にはいかにもそれとありがたい語りであつて性空の徳が田舎に及んだかに錯覚するが、事実は性空が霧島山の徳をうけたのであろう。唱導文芸である。

七 鹿兒島・佐賀・京都

流人帰洛の風聞に俊寛僧都の侍童有王は成経康頼に四ツ塚で逢つたが肝心の俊寛には逢えなかつた。長門本の本文を次に引くが、秋のころが流され・召しかへ何れにかかるか今問題とせず、記憶すべきは独得の語「去々年」である。なお延慶本相当条、ストーリーが異なる。

ある所にて人の申けるは、去々年の秋の比、硫黄が島へ流されし人々召しかへされたるよし承りしが、丹波少将も平判官もすでに鳥羽までつき給ふよし申ければ、有王丸我主も定ておはしますらんと、斜ならず悦びて急ぎ見奉らん、かつうは御迎にもとて四つかまで走りたりけるに、此人々に行逢ひたてまつりたれども、僧都は見え給はず、(長門本巻六 204頁)

この経過をたどれば、①治承元年に島流し、②治承二年秋九月ゆるされて成経康頼の二人は出島・年末年始を肥前国で休養、③治承三年三月京都の鳥羽に着く、かかる時間の流れである。

②平教盛が使者を派遣して女婿の成経に肥前国での年末休養・明春風和らかになつての上洛を勧める条、延慶本(p.193-4)に次のように記す。文中「この冬」は治承二年冬である。ゆえに「去年」

は治承元年であり、延慶本の記述は時間的に正しい。長門本(9)の「去々年」以外は延慶本にほぼ同文の叙述をなすが治承二年の前々年は安元二年ゆえ「去々年」は誤りである。

去年【長 去々年】よりかの島におわして(身も疲れ損じること、肥前加世庄II佐賀市嘉瀬は教盛の所領ゆえ)この冬は彼庄におはして御身をも勞りて明春風和になて

(この部分、延・長両本の詞章が近接、「旧延慶本」にも同文的記述が存在したと判断する。その際、日本は去年去々年いづれの記載か。この辺り、日本に手を入れて②「都へ上」で詞章を断割り、正宮記事大巾増補した跡20が長門本にあり。その際の去年より去々年への改作であろう。)

さて治承二年九月、赦免使が硫黄島に到着する条、注目すべき箇所首尾に【一】をつけて次に引用する。長門本はやはり時間的に誤りである。しかしここは誤写などではなく筆者の意志として明確なる在島三年説が見える。「去年」を誤写して「三ヶ年をぞ云々」が生じたとは考え難い。

○九月半はすきてそ彼島には渡付たりける、折しも其日は日もうらゝかにて小将も康頼も磯に出て(延慶本 189頁)

○九月半過ぎてぞかの島へ渡りつきにける、【島には春過ぎ夏たけて三ヶ年をぞ送りける、】折節日もうらゝか、(長門本 159頁)

実質在島期間 江戸中期、大隅正八幡宮の留守氏は長門本の去々年を批判的に考察したか。京の医師橘南谿が大隅に宿泊の際、留守氏が語った島ゆかりの話が南谿の『西遊記』21に「康頼夫婦対面」として収録。この対面の話が『薩隅日地理纂考』22が全文引用して末尾に「此説留守力家ニハ伝ハラス」と一言寸評する。

『地理纂考』は結論のみ記してその理由を記さない。それ故ここに補足すれば、島流しは平安末期のことであり、昭和四十年代、隼

人町見次、留守景廣氏(当時福山工業高校講師・名刺による)宅における調査であるが、留守系図によれば留守氏はずっと後の南北朝時代に京都石清水八幡宮善法寺家より大隅正宮に下向ゆえに時代が合わない。ゆえに「伝はらず」であろう。

この対面話は長門本巻五「伯耆局事」22の作りかえであるが、ただ一点、康頼の妻を「一とせ近く我家に留置ぬ」(西遊記巻二)、これが研究の参考になる。この一点を参考に鹿兒島より計算すれば成経康頼二人の実質在島期間は長くてせいぜい一年と一・二ヶ月、この意味で在島三年説は否定され、在島三年説は鹿兒島でも、治承二年年末までに到着滞在した肥前でも成立しない。

かかる在島三年説が成立するのは京都であろう。即ち長門本の記述は時間の進行を無視した結果論であり、京都からの往復に要した時間をも含めた立場である。場面場面の時間の段階的登場はこれを問題とせずして「放逐三年」をある一点より一元的に記述している。

類似のことが江戸時代の論にあり、記述因由の背景分析なく委細略するが、黒川春村の「地頭名義考」に地頭制度は一挙ならぬ徐々に段階的に成立したものを、長門本の記述は雑である、との批判がなされている。

長門本におけるかかる表現は論理的立場からこれを厳しく批判する必要がある。だが観方をかえれば別の効果が得られよう。すなわち精読する研究的立場より長門本の本文を検討すれば去々年などの矛盾の露呈が明らかとなる。しかし、音声が一瞬一瞬に消え去る語り文芸の場合、瞬時の正否判断は困難であり、小さな傷は傷として聴く者に意識されない。誤りを語る語らないの問題ではなく、全体的結果的に聴衆にいかにか聴き易く分らせるかである。

普遍性客観性を欠いて鹿兒島などでは通用しない、狭い京都の立場から硫黄島事件を叙述している。だがその場合、在島三年、この一貫した編集方針の下、これを終始貫徹するとき、物語全体として

ある種の統一感純一性あり、聴く者は、言語聴感上、却ってわかり易くなる、これもまた文芸的には事実である。一聴即解、リアルな迫真性、これが長門本平家のポイントであると思われる。

結

長門本の基本的特徴が渥美かを著『平家物語の基礎的研究』¹⁸に指摘されている。云く作者は「歌を好む人」・流罪の島下りに四国足摺霧島大隅正八幡詣伯耆局などの説話を増補して聴く者に島の僻遠隔絶性を認識させんとする作者の努力・「庶民を対象とする唱導用の物語としての性格が濃厚」等々、その末尾にこう結ぶ。

この本はもと延慶本のある時期から分派し、独特の発展をとげたと思うが、四部合戦本と共通する部分もあり、京都の地名は確かであるところから、作者は京洛の人またはその近郷人ということになろう。(155頁)

京都や地方の極めて微細な地名、いわゆる土地勘を要する地名が長門本に存在する。それら地名や時間を主観的に取扱いつつ文芸創作する事例を若干観察した。文芸享受の場は制約され、筆者はその中で物語の受け手に体感的リアリティを得させようと努力する。そのような意識が筆者に存在し、それは時間においてもまた確認可能であった。

延慶本などを併用して長門本平家物語における新たな展開面に注目した。論理的には問題ある長門本の表現であるが、語りの方法・虚構に新局面をみせること、この点は評価すべきであろう。南北朝以降、室町時代の狭い京都辺りの庶民向け唱導文芸として再編成された平家の異本、それが長門本であり、特に本稿では省略した伯耆

局²⁵説話など、時代ゆえの唱導色はあるが現在のご婦人向よろめきドラマにひとしい。軍記の花形は合戦であり恋愛色は脇である。小さなコマではあるが局の前面登場は軍記としては異例であって新たな素材と言わべきか。

註

- 1 日本古典文学大系『太平記 1』p. 244・岩波書店 1960
- 2 『新修 京都叢書』15 臨川書店 1969 p. 370
- 3 『新修 京都叢書』23 別冊古地図集 1976
- 4 山川出版社 1983・p. 94, 162, 174, 180 ほか
- 5 拙稿・中世文芸49号・広島中世文芸研究会 1970
- 6 註2 叢書13所収「山城名勝志」巻3中河の項p. 113に指摘あり。
- 7 山川出版社 1975・p. 118
- 8 大日本古記録・上井覚兼日記・天正十四年四月十八日条
- 9 大阪・徹文館発行 1943・黎明叢書p. 12-3 於京都修徳国民学校講演
10 角川書店 1966・p. 491
- 11 黒川道祐撰・貞享元年(1684)序・『続々群書類従 第八』所収
- 12 宮崎大学教育文化学部紀要 第13号 人文科学 2005
- 13 横山 重・太田武夫校訂『室町時代物語集 第一』井上書房 1962
- 14 富山房 1900(1907 第二版) p. 1754
- 15 小寺鉄之助 宮崎県近世社会経済史 p. 407, 1958・宮崎県史料編纂会
- 16 角川日本地名大辞典44 大分県・角川書店 1980 当該地参照
- 17 日本古典文学大系『風土記』p. 370-1・岩波書店 1958
- 18 笠間叢書95・笠間書院 1978(旧版三省堂) p. 154
- 19 薩隅日地理纂考 p. 636(1898)鹿児島県教育会・1929 鹿児島県地方史学会発行)・「ひなもり」p. 345(小林史談会) 1968
- 20 「少将は九月半過てしまを出給ふ、すでに都へ上るべきにてありけるが、下向の時大隅正八幡宮に宿願ありき、願望成就したり、その願を

遂んとて正宮にぞ参詣し給ひける。」(長門本巻5)、延慶本に正宮記事なく波線部より直ちに佐賀に向かうが、長門本では御礼参縁起伯耆局記事の後、波線部が再度現れて佐賀に向かう。即ち「都へ上」における詞章の断割り増補である。なお中世鹿児島文献に正宮表記はザラであり、事情に通じる作者が目録にも「成経被参詣大隅正宮事」(岡山大学本)と省略された通称俗称表記したか。

21 有朋堂文庫『東西遊記・北窓瑣談』有朋堂 1930・東洋文庫288東西遊記2 (平凡社 1974)・新日本古典文学大系98(岩波書店 1991)に収録あり

22 長門本巻五は伯耆局の出自を「宿のあるじ清道が妻は少将の京にて御覧じたりし人なり、久我大臣殿の侍に左右衛門尉朝重と申けるが娘に、童名牛王殿とて」とする。清道の正室か側室か年齢不詳。京の女が側室として九州へ下る謡曲『藍染川』(太宰府)・御伽草子『佐伯』(豊後)などは社会風潮の反映か。中世旅行者が旅先大隅で正宮の清道局夫婦が成経を世話した逸話を聴取、これを京都で言わば「主観的」に二次創作し、近世留守氏が三次語りしたと思われる。

桑幡系図に拠ればA清道—B助道—C栄道—であり、A鬼市丸左兵衛尉修理亮長大夫執印・B鬼市丸左馬頭掃部介・C鬼市丸父左馬頭…、BCの生没はB仁安元年(1166)正月生承久元(1219)葬・C建久二(1191)三十一生仁治二(1241)九葬、Cの母は「蒲生院司女也」、正宮の近郊蒲生院には正宮の神領百十町余がある(建久凶田帳)。治承二年(1178)現在、清道の年齢は四十一・二歳(桑幡系図他に拠る)、役職は正宮の御供所検校(称寝文書)、長門本の役職「執印清道」(称寝文書に権執印まで確認)は極官表示であり、成経宿泊の逸話が清道の没後に聴取採取されたものである。

参考文献等

宮崎県における地域社会の研究・研究報告書 No. 1・No. 2・No. 3
(宮崎大学教育文化学部 研究代表戸島信一 2005.3・06.3・07.3)
口頭発表 京都宮崎中世文芸抄
(宮崎大学イブニングセミナー 於附属図書館視聴覚室 2007.7.11)

附記 本稿は平成十九年度後期「日本の歴史と文化Ⅱ」講義資料として同じく十八年度「厳島における本地垂迹」(註12の16号 2007.3)に準じて作成したものである。なお、所引長門本本文のうち貴重書分は平成十年勉強社版に拠り、それ以外は明治三十九年国書刊行会版に拠った。